

令和 6 年度 施策評価表

施策	1701	計画的な土地利用と都市拠点機能の充実	施策担当部	都市整備部	部長	田中 祐二
			施策担当課	都市計画課	課長	帯山 武敏
施策の方針	計画的な土地利用の推進を図るとともに、中心市街地周辺や新大村駅周辺などの都市拠点機能の充実と、中心市街地の活性化に取り組む。					
関連するSDGsのゴール	8 働きがいも 経済成長も  9 産業と地域発展の 推進につなげる  11 住み続けられる まちづくりを  17 パートナーシップで 目標を達成しよう 					

【ＤＯ（実施）】

後期基本計画（令和３年度～令和７年度）における数値目標

指標名		単位	基準値 (R 1)	R 3目標値	R 4目標値	R 5目標値	R 6目標値	R 7目標値	R 5年度	
				R 3実績値	R 4実績値	R 5実績値	R 6実績値	R 7実績値	達成率	進捗率
①	計画的な土地利用が行われていると感じる人の割合	%	44.1	45.0 42.2	45.5 29.9	46.0 30.4	46.5	47.0	66.1%	64.7%
②	地籍調査進捗率	%	51.6	56.2 56.2	58.5 58.5	60.7 61.0	63.3	66.0	100.5%	92.4%
③										
④										
⑤										

施策達成状況の説明

令和5年度の実績は、指標①「計画的な土地利用が行われていると感じる人の割合」については、目標値を下回っている。
令和3年度末に見直しを行った「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」に基づき、コンパクトで機能的な土地利用の推進に取り組むと共に、計画的に都市拠点や地区拠点の整備を行っている。
具体的には、大村中心地区では、「ミライオン」、「プラットおおむら」の整備を核として、周辺道路、駐車場及び駐輪場の整備を進めてきた結果、多くの市民が訪れ、交流し、憩いや学びの場としての役割を果たしている。また、西大村地区においても、「市民病院」の建替えを核として、「中地区公民館」や周辺道路の整備を行い、市民に必要な都市施設の立地を行っている。
指標②「地籍調査進捗率」については、「国土調査法」に基づき、土地利用の高度化に資するため、地籍調査の早期完了を目指し、計画どおりに事業が実施できたことにより、目標値を達成することができた。

施策経費

(単位:千円)		R 5年度 決算	R 6年度 予算	R 7年度 見込	特記事項
内訳	事業費	413,009	376,272	490,637	
	国庫支出金	263,627	86,459	54,200	
	県支出金	101,583	130,550	59,529	
	地方債	0	0	265,300	
	その他	593	599	719	
	一般財源	47,206	158,664	110,889	
人件費		62,467	74,013	—	
フルコスト		475,476	450,285	—	

施策の概要（細施策）

170101	計画的な土地利用の推進	自然環境の保全や社会的・歴史的諸条件などを考慮しながら、「国土利用計画法」や「都市計画法」などに基づき、適正かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地籍の明確化を図り、土地利用の高度化に資するため地籍調査の早期完了に努めます。 また、土地利用の現状や将来の動向を考慮しながら、用途地域の適切な見直しを行います。
170102	コンパクトで機能的なまちづくり	「大村市立地適正化計画」に基づき、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、居住と都市機能の適正な誘導を図るとともに、公共交通のネットワーク化を計画的に進めます。
170103	中心市街地の活性化	J R大村駅周辺を中心とする中心市街地において、「ミライオン（県立・市立一体型図書館及び大村市歴史資料館）」、「コレモおおむら」、「市民交流プラザ」、「プラットおおむら（中心市街地複合ビル）」の連携を図り、更なる活性化を推進します。
170104	スマートシティの実現に向けたまちづくり	機能的な次世代型のミライ都市を目指すため、A IやI o T、5 Gといった最先端技術を活用した取組を推進し、スマートシティの実現を目指します。

【CHECK（評価）施策担当部長】

施策を達成する上での問題点・課題

計画的な土地利用と地域特性に応じたまちづくりを推進していく必要がある。
また、将来の人口減少及び高齢化社会に備え、コンパクトで機能的なまちを形成するため、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき都市機能を集約させ、居住誘導区域内の生活利便性の向上を図る必要がある。
そのため、「コンパクトで暮らしやすいまち」の実現に向けて、令和4年3月に見直しを行った「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」の目標や方針に基づき、計画的にまちづくりを推進していく必要がある。

【ACTION（改善・改革）】

上記の問題点・課題を踏まえた事務事業の改善・改革や新規事業についての考え方

平成29年3月に策定した立地適正化計画に基づき、居住誘導区域や福祉、医療、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約するとともに、公共交通の充実に合わせたコンパクトなまちづくりに取り組んでいる。大村中心地区や西大村地区においては、都市再生整備計画に基づいた中心市街地の活性化や住環境の整備を行い、令和元年度に大村中心地区の事業が完了し、令和2年度には西大村地区の事業が完了している。
この両地区での事業については、事後評価を実施しており、その評価結果を次の拠点づくりの参考にしながら、今後も立地適正化計画に基づき、拠点づくりを推進していく。
また、平成30年度に県と連携し実施した都市計画基礎調査を基に、土地利用の現状を把握し、10年毎に見直すこととしている「都市計画マスタープラン」や、策定から5年毎に見直すこととしている「立地適正化計画」の改訂を令和3年度に完了したことから、今後は、改訂した計画に基づき、「コンパクトで暮らしやすいまち」の実現に向けて、まちづくりを推進していく。

令和7年度新規事業

事業名		担当課	令和7年度見込	対象・事業概要など
			事業費（千円）	
1	鬼橋坂口線周辺整備事業	都市計画課	313,990	・都市計画道路整備L＝1.3km、W＝20m ・公園等整備 ・企業施設用地整備 など
2				
3				
4				
5				
			313,990	